意見募集要領

「(仮称）東大和市子ども・若者未来プラン（案)」に係る
パブリックコメントを実施します。

市では、「東大和市子ども・若者未来プラン」の策定に向けて準備を進めています。

これまで、アンケート調査やインタビューなどにより市民の皆様から頂いたご意見や、子育ての当事者や学校関係者などの委員で構成する「子ども・子育て支援会議」における審議等を踏まえながら、この度、「(仮称）東大和市子ども・若者未来プラン（案)」を作成いたしました。

今回、そのお知らせをするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

１　東大和市子ども・若者未来プランの目的

本プランは、東大和市の子ども・若者・子育てを総合的に支援するために基本理念及び目標等を定めるもので、こども基本法第１０条第２項に基づく「市町村こども計画」として策定します。

２　東大和市子ども・若者未来プラン（案）の概要

東大和市子ども・若者未来プランは、次に示すとおり構成します。

第１章：計画の策定（背景、趣旨、対象　など）
第２章：子ども・若者・子育てを取り巻く現状
　　（子ども・若者・子育て支援ニーズ調査結果からみえる現状　など）
第３章：計画の基本的な考え方（基本理念、基本目標、施策の体系　など）
第４章：施策の展開（目標の実現に向けた、具体的な施策）
第５章:子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策）
第６章：計画の推進（計画の進行管理、評価、推進体制）

３　意見を提出できる方

（１）市内在住の個人
（２）市内に事業所等を有する個人及び法人等
（３）市内在勤・在学の個人
（４）本計画に利害関係があると認められる個人及び法人等

４　意見の提出期間

令和６年１２月２１日（土）から令和７年１月２０日（月）まで（必着）

５　資料の閲覧方法

（１）東大和市公式ホームページ

（２）文書閲覧　　子ども未来部　子育て支援課（東大和市役所１階７番窓口）

６　意見の提出先、方法及び提出様式等

（１）提出先　　子ども未来部　子育て支援課（東大和市役所１階７番窓口）

（２）提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

・書面の持参　子ども未来部　子育て支援課（東大和市役所１階７番窓口）

・郵送　〒207-8585 東大和市中央 3-930 子ども未来部　子育て支援課 宛て

・FAX　042-563-5928

・電子メール　　kosodateshien@city.higashiyamato.lg.jp

・電子申請（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）

https://logoform.jp/form/VfYv/849577

（３）提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア　市内在住の個人：住所及び氏名

イ　市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ　市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者名

エ　市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ　市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ　本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ　本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7　提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和７年２月下旬を目途に市公式ホームページで公表する予定です。(住所、氏名等の個人情報を除きます。)

8　注意事項

（１）　次の意見は受付できません。

・提出期間の開始前や終了後に提出された意見

・電話及び窓口での口頭による意見

・提出者の区分による必要事項（６(３)参照）の記載がない意見

（２）受け付けた意見に対する個別の回答は行いません。